書評

高田保馬博士著『統制經濟論』

中山伊知郎

一

高田博士の新著「統制經濟論」は二つの點で注目に値する。第一には、この著が統制經濟論の理論型の代表的著作をなすと云ふことである。統制經濟論と呼ばれるものの中には種々の型がある。其一の、最も古いのは理念型とも呼ぶべきものであつて、理論的な內容としては自由資本主義經濟に對する消極的批判以外には大したものはない。其二は歷史型と呼ばれやうが、政治や戰爭の歷史的經過を地盤として統制經濟の實際に批判的な立場をとらうとするものであるが、理論內容の貧弱なことは前者と一般なるものが多い。其三は現實型とも名づくべく、統制法規や、手續

の變化を詳細に並べ、さてそれに概觀的な見出しをつけてこれを論と名づけたものの類である。これらの型はそれぞれ存在の十分な理由をもつ。統制經濟と呼ばれる現實の巨大な動きに對してはこれを理念や、歷史や、更には又現實の狀態について考察する必要のあること勿論であらう。たゞこれを「論」と云ひ「理論」と呼ぶとき、吾々にとつて滿されないものがあつたことは爭へない。ソ聯の如き國營經濟と資本主義經濟との間にありとされる統制經濟は、果して如何なる性格をもつか。經濟計算の問題はこれを現實の統制經濟の問題として見るとき、如何なる意味をもつか。これらの基本問題に答へつゝ、統制經濟を「正面から理論化しようとする企圖」は內外共に少なかつたと云はねばならぬ。博士の新著はこの不當に閑却された問題群に對して系統的、組織的な考察を加へんとするもの、かかる理論型への評價が一般に如何にともあれ、これが統制理論への積極的な貢獻であることは何人からも認められねばならぬ。

第二にはこの著が博士の勢力說の一展開たる地位をとることである。博士の勢力說的經濟理論の體系は經濟學新講五卷によつて一應の完結を與へられてゐるが、この「統制經濟論」は「一面、經濟學新講第六卷とも云ひ得べき性質をもつ」（日本讀書新聞、七月二十日）とせられる限りにおいて、明かに勢力說の展開である。實際博士は一層直接に「此全卷の內容が」「勢力說的經濟理論の一結論に過ぎぬ」（本書、序文六頁）と云はれてをり、この主張は本書の隨所において具體的にくり返されてゐる。博士の學說に敎をうけ、勢力說の展開に注目するほどの人々にとつて、本書の意義はまことに大なるものが期待されるであらう。

全卷十章、外に補論三章を併せて三五〇頁、示唆に富む多くの分析は經濟の現段階を考へる人々の見逃し得ないものであらう。しかし本書における主張の重點を以上の二つに認めれば、全卷の焦點は、勿論第七章、「統制經濟の運營」にある。それは著者の言葉に從へば「統制經濟の解剖學に對する生理學であり」その意味において從來經濟理論と呼ばれたものの內容に最も近く對應するものだからである。以下これを中心として述べるに先だち、豫め論點を明かにしておかう。

統制經濟を理論化しようと云ふ第一の要求は、これを別言すれば統制經濟の合理性を確立しようと云ふに等しい。曾て博士の統制論がその最初の形を以て「第二經濟學概論」の最終章に現はれたとき、自分は需給統制における均衡の合理性が明白でないことを遺憾とした。（「一橋論叢」第十卷第四號）詳言すれば、博士が以て統制經濟の本體とせられる需給統制が、如何にして全體的な均衡を保ち、又進んでは發展の過程を辿り得るか、この機構と作

用とが十分に示されてゐないとしたのである。いま統制經濟の運營の一章はまさに正面からこの問題に答へんとされるものでありそれ故に吾々にとつて中心的な地位を占めるものである。

それのみではない。この合理性を明かにすると云ふ問題に博士にあつては常に勢力の非合理性との相剋の問題をふくむ。これを何らかの形において解決するのでなければ、合理論としての經濟理論は成立し得ない。單純な所謂綜合的立場によれば、勢力は與件の中に入れて經濟理論は唯その上の合理法則を取扱ふと逃げることも出來よう。しかし經濟の內部に作用する勢力を認めようとする博士の勢力說にあつては問題は一歩進められねばならぬ。一歩を進めて經濟の運營の中に働く勢力の姿が明かにされるとき、勢力說的經濟論は始めて全面的に描かれたと云ひ得るであらう。この意味においても亦「運營の一章」は吾々の中心題目とならざるを得ないのである。

二

經濟の合理性の極めて重要なる一面が、經濟均衡と云ふ概念で表現されてゐることは改めて云ふまでもない。今この概念をそのまゝに用ふれば統制經濟の合理性の問題は統制經濟における均衡が如何にして維持せられるかと云ふ問題に歸着するであらう。この場合、均衡を一財の需給のそれに限定すれば問題は比較的に簡單であらうが、合理性の表現としての均衡が全き意義をもつのは勿論あらゆる財の、一般的な均衡である。統制經濟においてこの均衡を支へる要因は如何なるものであるか。

博士によればこの要因には三つのものがある。第一は國家に於ける限界充足度均等の要求、第二には家計に於ける貨幣の限界效用均等の要求、第三には企業における限界生產力均等の要求これである。第二、第三の要求は一言にして效用原則と呼ばれ得べきもの、茲にとり立てゝ說明の必要はない。その作用を簡單に表現すれば、限界效用均等の要求は一定の價格體系の下における需要量を決定し、限界生產力均等の法則は同じく一定の價格體系の下における企業の生產量、從つて又供給量をきめる。その上に働く競爭と歸屬とはこの需要量と供給量とが總ての財について合致するところまで價格體系の變動を促がすであらう。之に對して第一の要求は統制經濟において始めて導入せられたものである。それは財について國家要求を最大限度に充足すべきことを命ずる。この場合國家要求の內容が何であるかは別に後述するであらう。その內容は如何ともあれ、一度び國家要求が國家主體によつて意識せられるや否や、その要求は國家の支配下にある財の配分について限界充足度均等の要求をもつに至る。この消息は、國家を個

人と見立てゝその手に處分可能なる財の配分が限界效用均等の法則に從つて行はれるものと想定して差支へない。少くとも國家主體についてかくの如き要求の充足法則が成り立つことは一應明白であらう。

問題はこの國家要求の最大限の充足と他の二つの要求、或ひは之を一括して效用原則の充足とが、如何なる關係に立つかにある。財を生産物と生産財に分類して考へるとき、限界效用原則は生産物に關するもの、限界生産力法則は生産財に關するものと規定することが出來るのであるが、國家要求の原則は勿論この兩者に亙るものと考へねばならない。それは財一般に關する國家の要求を示すものであつて、これを生産物又は生産財に限定する理由は存在しないからである。然らば生産物に關しては個々の消費者の側における限界效用原則と國家の側よりする限界充足度均等の要求とが並び存し、生産財については企業の側における限界生産力原則と國家の側よりする限界充足度均等の要求とが並び行はれることにならう。これを需要と供給について表現すれば需要も供給も共に二重の構造をもつものと云へる。かかる構造の下における均衡の合理性は如何にして確保せられ得るか。

考へ得る一つの極限は充足度と效用度乃至生産力とが完全に平行する場合である。博士はこの中特に充足度と生産力とが平行すべき場合について述べてゐられる。（一六一、一七三頁）即ち「國家のみが單一の需要者であり、其要求充足度の高さに從つて價格を支拂ふものとすれば、」「生産財も亦國家要求の、限界充足度に應ずる價格をもつことになる。」「この場合こそ限界生産力と限界充足度との相一致するのを見る筈である。」この表現は容易にこれを限界效用度の上に擴張することが出來る。さうしてかかる平行が成立する場合においては、一方には國家要求が最大限に充足せられつゝ、他方には效用原則が生産と消費とを貫いて確立さるることゝなり、全體系の合理性は何れの側面からも容易に論證され得ることとなる。

しかしこれは一つの極限狀態である。かかる狀態は統制經濟には存在しない。「條件統制の完全ならざる限り、又計畫の周密でない限り、國家の限界充足度均等の要求は他の二の均等を損ふことに於てのみ實現せられるであらう。」（一六六頁）「統制經濟に於ては生産財が各財の生産に於て限界生産力を均等にするやうには配分せられない。茲に國家要求の限界充足度と限界生産力との間の根本的な乖離がある。」（一五九頁）この場合犧牲にされるものは勿論效用原則に伴ふ要求である。限界效用度には落差があつても、國家需要の限界充足度は均等でなければならぬし、各生産財の限界生産力には落差があつても、その限界充足度は均等でな

ければならぬ。これは統制經濟を以て、「國家目的による需給統制が全面を規定してゐる經濟」と見る限り一應當然とされるところであり、現實の統制が常に强制を伴ふ理由もここから生ずるところである。ただこの場合、成立する經濟の合理性は何によつて保證せられるか。國家的限界充足度の均等のみによつてこれが保證せられるとするならば——右の敍述の形式的結論は明かに然り——效用原則的要求は全く副次的意義をもつにすぎず、兩者の綜合を云爲することさへ無用の業となるであらう。若し又逆に國家要求と效用原則的要求とが完全に一致した場合のみを完全合理的とするならば、その合理性を支へるものは反つて效用原則にありとする主張さへも成立ち得るであらう。しかもこれら二つの立場は共に、統制經濟を以て獨自の段階であるとする著者の力めて排斥するところではないか。（競爭社會主義に對する博士の批判は完全にかかる解釋の可能性を否定して居る、二五五頁參照。）國家要求の限界充足度なる概念の導入は漠然たる國家欲求に明白なる表現を與へたものとして高く評價すべく、之によつて問題の合理性が一歩明確にされたことは十分に認められねばならない。唯これと從來の效用原則との關係は單に對立者の妥協の如く考へらるべきものであらうか。疑問が殘る。

三

合理性の問題が博士にあつては直ちに勢力說の展開につながることは既に上に指摘した通りである。その意味からすれば第二の論點は別に第一の論點から獨立したものではない。しかしこの論點をそれ自らとして展開することは、逆に云へば、合理性に關する右の論述を一歩進める所以でもある。玆では主として後の理由から勢力說の延長としての統制論を考へる。

この統制經濟論において勢力關係が自己を表現する場面は國家要求である。國家要求は國家それ自體の要求と、國民の生活要求との綜合から成るものであるが「この綜合の樣式をなすものは客觀的には勢力關係である。」（一七〇頁）卽ち先づ「國家內の各部分が自己の生活上の欲望を國家によつて支持し考慮せらるゝことを要求する。これが勢力關係に從つて考慮に上る。」「更にまた各部分が國家自體の要求を如何に見るか、これと國民の生活上の要求との比重乃至調和を如何に見るかについて一定の立場をもち、此立場が勢力關係を地盤として現實的に綜合せられる。」要するに勢力關係は國家要求の內容たる國家自體の要求にも、又國民の生活要求にも共に客觀的地盤たる役割を果すものであり、凡そ現實の經濟が國家經濟である限り勢力關係を拔きにして經濟を見る

ことは出來ないと云ふのである。

國家要求が現實において勢力關係に基いて決定せられると云ふこと、一層正確に云へば勢力關係を通じて決定せられると云ふこと自體には何の異論もあり得ない。國家自體の要求さへも勢力關係を通じて規定されると云ふ表現は或ひは多少の强調をふくむとも考へられるが、この勢力關係が單に常識的な對立抗爭の關係に止まることなく、自發的な尊敬、服從の形をもとり得ることを認めるならば、外面的な勢力關係が必ずしも觀念的な國家思想と矛盾するものでないことも明白であらう。しかし、國家要求の中に入り込む勢力關係はまだ直ちにその國家要求を軸として動く統制經濟の全體を勢力關係たらしめるものではない。問題はその勢力關係が如何に生きて統制經濟の中に働いてゐるかである。否、單に働いてゐるゐないではなく、如何に統制的な均衡の成立、維持乃至發展のために獨自の地位をとりつゝあるかになくてはならぬ。

勢力說的經濟理論の建設に多年の努力を傾注されつゝある博士がこの點を看過されてゐるとは考へ難い。事實、國家要求の充足度の理論はそのまゝ統制經濟における勢力の作用の理論とも爲され得るであらう。國家的なるものが常に勢力的な關係をふくむとすれば、その作用も亦常に勢力關係に還元さるべきものをもつ筈だからである。たしかに博士の勢力說はこの所論を通じて一層廣い視野を拓いたものと云はれ得る。ただこの作用下に成立する均衡の合理性はそれによつて如何に影響されるか。博士の正しくも强調されるやうに、現代の統制經濟において最も特徵的なる要素は「合理性」にある。合理性の浸透こそは統制經濟のあらゆる現代形態を貫く第一特徵である。然らば、勢力關係の浸透とその合理性の浸透とは相互に如何なる關係に立つか。勢力關係を以て經濟的には非合理的のものとすれば、それと經濟の合理性とは如何に關係するか。統制經濟の現實は合理的に理解し得る經濟に對する勢力關係の浸透として把握すべきものであるか、或ひは逆に非合理的な現實に對する合理主義の浸透と見るべきものであるか。國家要求と效用原則的要求との綜合について殘された問題は、茲では凡そかかる疑問の形をとつて現はれざるを得ないであらう。それは統制經濟の生理學にまさに期待すべき問題である。

自ら問題をもつてこの新著にのぞんだ結果は徒に望蜀の言を連ねることゝなつた。しかし問題を以て讀み入るに足る書物は少く、讀むことによつて書くことを促される書物は更に少い。その少い一つに接したことを自らの喜びとし、書評の體をなさざることについては著者の寬恕を乞ふものである。